

# 平成26年9月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

	頁
議案第55号 亀山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	1
議案第56号 亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第57号 亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	3

亀山市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(所務)</p> <p>第2条 福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(所務)</p> <p>第2条 福祉事務所は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、<u>母子及び寡婦福祉法</u> _____（昭和39年法律第129号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻をしたことがない女子（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。）であって、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定により現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳未満児」という。）を養育するものをいう。</p> <p>3 この条例において「一人親家庭等の父」とは、<u>法第6条第2項に規定する配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。）</u>であって、現に18歳未満児を養育するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「一人親家庭等の母」とは、<u>母子及び寡婦福祉法</u> _____（昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は婚姻をしたことがない女子（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。）であって、民法（明治29年法律第89号）第877条第1項の規定により現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「18歳未満児」という。）を養育するものをいう。</p> <p>3 この条例において「一人親家庭等の父」とは、<u>前項に規定する一人親家庭等の母において、法第6条第1項中「女子」を「男子」に読み替えた場合の者</u> _____をいう。</p>

亀山市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 520 1095 715"> <thead> <tr> <th data-bbox="237 520 656 568">名称</th> <th data-bbox="656 520 1095 568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="237 568 656 616">(略)</td> <td data-bbox="656 568 1095 616"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 616 656 663">神辺地区コミュニティセンター</td> <td data-bbox="656 616 1095 663">亀山市太岡寺町1259番地1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 663 656 711">(略)</td> <td data-bbox="656 663 1095 711"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		神辺地区コミュニティセンター	亀山市太岡寺町1259番地1	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1126 520 1984 715"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 520 1545 568">名称</th> <th data-bbox="1545 520 1984 568">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 568 1545 616">(略)</td> <td data-bbox="1545 568 1984 616"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 616 1545 663">神辺地区コミュニティセンター</td> <td data-bbox="1545 616 1984 663">亀山市太岡寺町1296番地14</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 663 1545 711">(略)</td> <td data-bbox="1545 663 1984 711"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		神辺地区コミュニティセンター	亀山市太岡寺町1296番地14	(略)	
名称	位置																
(略)																	
神辺地区コミュニティセンター	亀山市太岡寺町1259番地1																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
神辺地区コミュニティセンター	亀山市太岡寺町1296番地14																
(略)																	